

野田市告示第101号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定に基づく保育料、主食費、延長保育料の徴収及び収納事務を次のとおり委託する。

令和5年4月14日

野田市長 鈴木 有

1 収納事務受託者

愛知県名古屋市東区葵3-15-31 千種ニュータワービル17階
株式会社日本保育サービス
代表取締役 坂井 徹

2 収入金の種類

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づく保育料
野田市立保育所における主食の提供及び主食費の徴収に関する要綱の一部を改正する告示（令和元年野田市告示第91号）による改正前の野田市立保育所における主食の提供及び主食費の徴収に関する要綱第4条に基づく主食費
野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則第2条第1項第3号の規定に基づく延長保育料
（野田市立花輪保育所に関するものに限る）

3 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで